

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化財保護事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	市内における文化財の保護を図るため、文化財の保護に係る経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	文化財の所有者若しくは管理者又は管理団体
補助対象経費	・ 旅費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費から国及び県の補助金を控除した額の2分の1以内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費から国及び県の補助金を控除した額の2分の1以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	—
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	—
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	伝統芸能の継承、発展に繋がっているかどうかは数値で算出することは困難。事業内容が伝統芸能の継承・発展に寄与する等の取組となっているかを評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号） 0259-63-5140